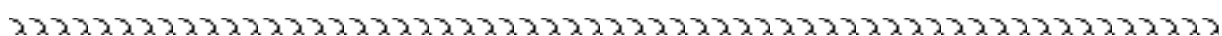


## 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等



県の行政経費については、県税、あるいは使用料等を通じて、県民の皆様

に直接的又は間接的に負担していただいています。  
ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明いたします。

# 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

## 1 県税の収入状況

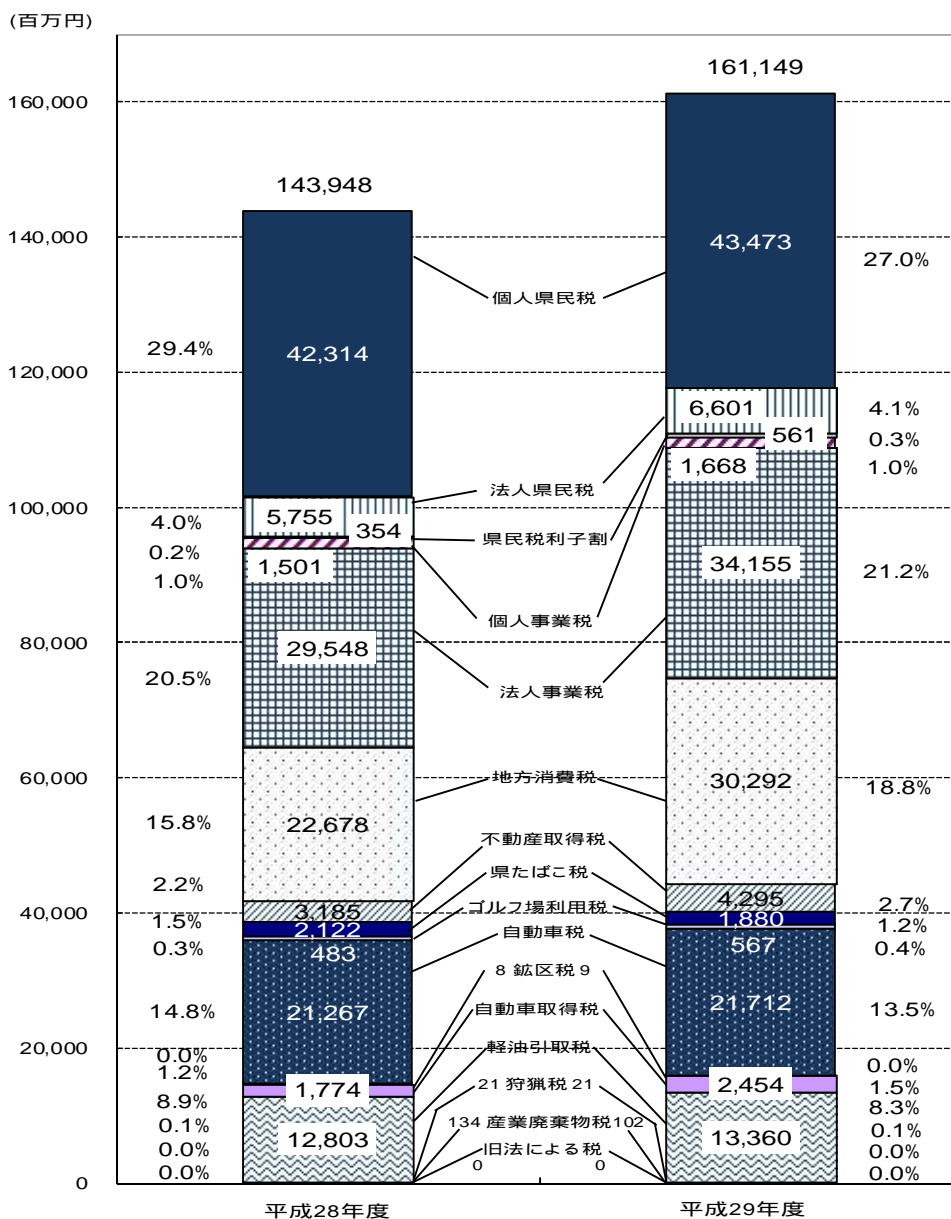
平成30年3月31日現在の県税収入は、図1のとおりです。

総額は、1,611億49百万円で、前年度同期に比べて172億1百万円(11.95%)の増収となっています。

税目別の増減額の主なものは、企業収益の改善により法人事業税が46億7百万円(15.6%)の増、熊本地震後の消費の回復に伴い地方消費税が76億14百万円(33.6%)の増、課税物件の増加及び大規模物件の建設により、不動産取得税が11億11百万円(34.9%)の増、たばこ消費量の減少傾向に加え、加熱式たばこの普及及び旧3級品の売渡本数の減少から、たばこ税が2億42百万円(11.4%)の減となっています。

なお、詳細については、付表6(62ページ)のとおりです。

図1 県税の収入状況



\* 平成28年度分も、平成29年度との比較のため、平成29年3月31日現在を記載  
 \* 図1の数字は、表示単位未満を四捨五入したものです。

「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されており、平成28年度決算における収入は494百万円でした。

## 2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

平成28年度の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ2,464千円)に対する税負担率は16.1%であり、その内訳は国税7.9%、地方税8.2%(県税3.5%、市町村税4.7%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、395,721円となり、前年度に比べて1,206円(0.3%)の増となっています。

### 【参考】平成28年度の全国平均

平成28年度の国民1人当たりの国民所得(およそ3,119千円)に対する税負担率は25.1%であり、その内訳は国税15.1%、地方税10.1%(都道府県税4.6%、市町村税5.4%)です。国民1人当たりの税負担額783,132円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、平成30年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位：百万円、( )は千円)

年度	県民所得 A	税 負 担 額					税 負 担 率 (%)				
		国税 B	地 方 税			合計 F	国税 B / A	地 方 税			合計 F / A
			県税 C	市町村税 D	計 E			県税 C / A	市町村税 D / A	計 E / A	
19	(2,436) 4,454,490	(156) 285,756	(95) 173,848	(114) 207,669	(209) 381,517	(365) 667,273	6.4%	3.9%	4.7%	8.6%	15.0%
20	(2,283) 4,159,136	(143) 260,942	(90) 164,854	(114) 207,864	(205) 372,718	(348) 633,660	6.3%	4.0%	5.0%	9.0%	15.2%
21	(2,237) 4,062,971	(134) 244,031	(76) 137,571	(109) 197,872	(185) 335,443	(319) 579,474	6.0%	3.4%	4.9%	8.3%	14.3%
22	(2,346) 4,262,956	(137) 248,552	(73) 133,065	(108) 197,010	(182) 330,075	(318) 578,627	5.8%	3.1%	4.6%	7.7%	13.6%
23	(2,417) 4,380,349	(143) 258,366	(74) 133,799	(110) 199,662	(184) 333,461	(327) 591,827	5.9%	3.1%	4.6%	7.6%	13.5%
24	(2,441) 4,411,700	(144) 260,630	(75) 135,632	(111) 200,069	(186) 335,701	(330) 596,331	5.9%	3.1%	4.5%	7.6%	13.5%
25	(2,520) 4,539,639	(149) 269,135	(77) 137,742	(112) 202,025	(189) 339,767	(338) 608,902	5.9%	3.0%	4.5%	7.5%	13.4%
26	(2,468) 4,428,241	(172) 308,807	(80) 142,818	(115) 206,060	(194) 348,878	(366) 657,685	7.0%	3.2%	4.7%	7.9%	14.9%
27	(2,471) 4,413,516	(190) 338,962	(89) 158,958	(116) 206,750	(205) 365,708	(395) 704,670	7.7%	3.6%	4.7%	8.3%	16.0%
28	(2,464) 4,371,616	(194) 344,118	(86) 151,785	(116) 206,319	(202) 358,104	(396) 702,222	7.9%	3.5%	4.7%	8.2%	16.1%

(注)1 ( )は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

2 県民所得(平成19年度～平成27年度)は、平成27年度県民経済計算によるものです。

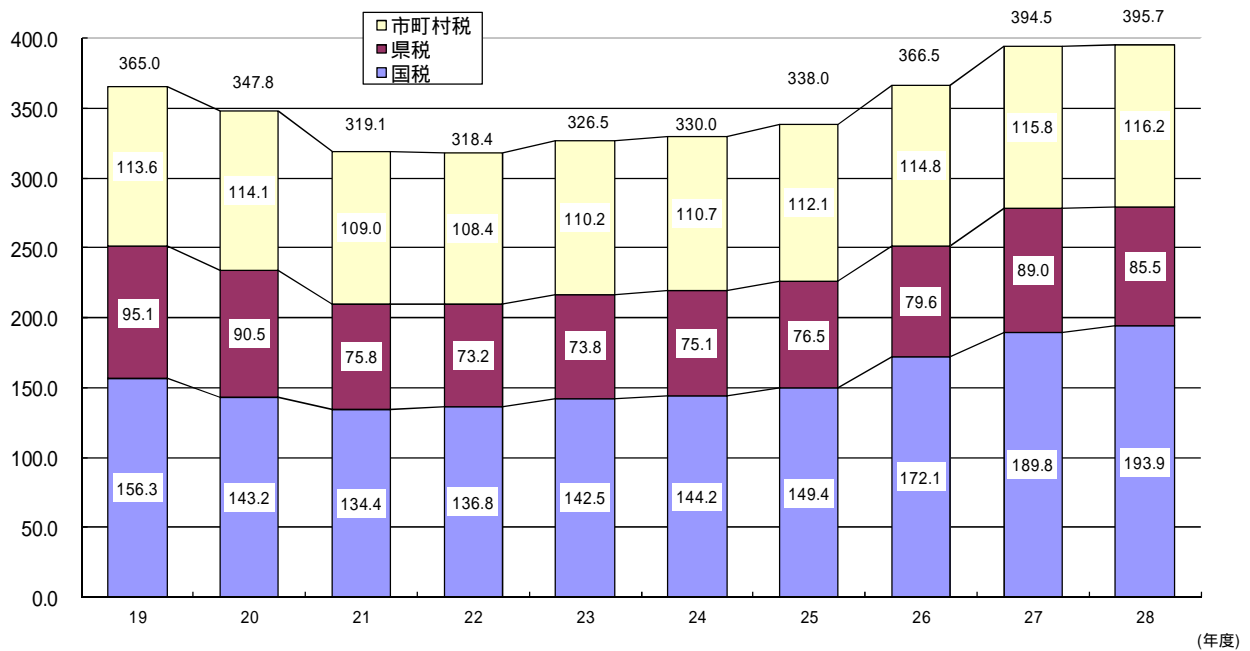
なお、平成28年度の数値は、平成27年度県民所得の数値に平成28年度国民所得の対前年伸び率(平成28年度国民経済計算推計による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

**図 2 県民一人当たり税負担額**

(千円)



(注) 1 県民人口は「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。  
 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

**【参考】平成 30 年度 主な税制改正の概要**

1 及び 2 で、県税の収入状況及び県民の税負担の状況について説明いたしましたが、平成 30 年度の地方税法及び熊本県税条例の一部改正の概要について掲載します。

税目等	改正の要旨	改正の概要
法人事業税	ガス中小事業者である法人に係る課税方式の見直し	<p>ガス事業法の改正により、ガス供給業のうち、製造部門と小売部門が全面自由化されたことを受け、これまでガス供給業のすべてが収入金課税であったが、次に掲げる事業者以外の事業者（製造及び小売に係る事業において、規制料金の対象外で、大規模な LNG 基地を保有していない中小規模の事業者）については、収入金課税から所得課税とする。</p> <p>導管事業を行う事業者（ガス事業法第 2 条第 5 項及び第 7 項）</p> <p>ガス事業法に規定するガス製造事業者（20 万キロリットル以上の LNG 基地を有している事業者）（ガス事業法第 2 条第 10 項）</p> <p>旧一般ガスみなしガス小売事業者（他のガス小売事業者等との間に適正な競争関係が確保されていない指定旧供給区域で事業を行う事業者）（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 22 条第 1 項）</p> <p>（平成 30 年 4 月 1 日施行）</p>

不動産取得税	耐震基準不適合既存住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の特例措置の創設	<p>個人が土地を取得し、当該土地を取得した日から1年以内、又は、当該土地を取得した日前1年の期間内に、当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときの当該土地の取得に対して課する不動産取得税を減額する特例措置を創設する。</p> <p>また、この特例措置について、当該土地の取得から、          の場合は1年6か月、          の場合は6か月の間、不動産取得税の徴収を猶予する措置を講ずる。</p> <p>（平成30年4月1日施行）</p>
	宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の特例措置の創設	<p>宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地を取得した場合において、用地を取得した日から2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、個人に対し譲渡し、その者の居住の用に供したときに、宅地建設取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税について減額する特例措置を創設する。</p> <p>（平成30年4月1日施行）</p>
	特例措置の適用期限の延長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 独立行政法人都市再生機構等が売り渡す新築住宅について、家屋が新築され、使用又は譲渡が行われていない場合においては、当該家屋の所有者を取得者とみなして課税するまでの期間を6か月から1年に延長する特例措置を平成32年3月31日まで延長する。</li> <li>2 土地の上に特例適用住宅が新築された場合の、減額及び徴収猶予の適用対象期限を平成32年3月31日まで延長する。</li> <li>3 認定長期優良住宅を新築した場合に、不動産取得税の課税標準の算定に係る控除額を1,200万円から1,300万円にする特例を平成32年3月31日まで延長する。</li> <li>4 住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率を100分の4から100分の3とする特例を平成33年3月31日まで延長する。</li> </ol> <p>（平成30年4月1日施行）</p>
軽油引取税	特例措置の見直し・延長	<p>船舶や農林業等の動力源に供する軽油の引取りについて課税を免除する特例の適用期限（現行は平成30年3月31日までに行われた分が対象）を平成33年3月31日まで延長する。</p> <p>（平成30年4月1日施行）</p>

自動車取得税	特例措置の延長・拡充	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車取得税の免税点について、50万円以下（通常は15万円以下）とする特例の適用期限を平成31年9月30日まで延長する。</li> <li>2 車両安定装置等の先進安全技術（ASV）を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、その対象車両に「車両総重量が12t以下のバス等」及び「車両総重量が3.5tを超え22t以下のトラック（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあっては、平成30年10月31日まで）」を追加する。 (平成30年4月1日施行)</li> </ol>
たばこ税	税率の見直し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 たばこ税率を平成30年10月1日から3段階で、国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円引き上げる。</li> <li>2 平成27年度税制改正において講じた旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は同年9月30日まで適用する。</li> <li>3 手持品課税を実施する。 (平成30年10月1日施行)</li> </ol>
	加熱式たばこの課税方法の見直し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課税区分において、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を設ける。</li> <li>2 加熱式たばこの喫煙用具であって、一定の要件を満たすものは、製造たばことみなして、課税区分は加熱式たばことする。</li> <li>3 紙巻たばこの本数への換算方法の見直しとして、「重量」と「価格」を換算する方式を導入し、5年かけて、5分の1ずつ段階的に移行していく。 (平成30年10月1日施行)</li> </ol>

### 災害に関する税制上の対応について（平成29年度税制改正分）

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成29年度税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されました。

#### 【常設化された主な措置】

##### 《国税》

- 所得税 : 被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- 法人税 : 損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- 資産税 : 相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、  
印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- 消費課税 : 課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

##### 《地方税》

- 個人住民税 : 被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- 固定資産税 : 被災代替不動産、償却資産の特例